平成２１年（フ）第２２８５号
名古屋市南区鶴田２丁目７番31号　サン・クレイン101号
債務者　服部　澄子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６号
青森県八戸市大字新井田字重地24番地
債務者　小笠原　正
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
青森県八戸市大字売市字小待３番地30、前住所青森県八戸市青葉３丁目29番６号　ラ・クレールＣ―102
債務者　田中　葉子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
青森県八戸市大字田面木字山道下タ６番地３コーポ双葉103、前住所青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７　市営住宅Ｂ７－２－１
債務者　市川　博康
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
青森県八戸市大字売市字小待36番地３、前住所青森県八戸市長苗代２丁目７番26号　サンプラザ長苗代Ａ―202号
債務者　俵山千賀子（旧姓権代）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
青森県八戸市大字河原木字根岸16番地９
債務者　関口　良子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
青森県八戸市大字上野字山在家６番地37、前住所青森県八戸市下長四丁目12番17―12号
債務者　西澤　智子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
青森県八戸市大字中居林字道合４番地１　石鉢住宅１号、前住所青森県八戸市大字中居林字蓋名池３番地１　コーポイワダテ８号
債務者　松倉　光子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
青森県八戸市江陽２丁目13番18号　ベルハウス江陽２号室、前住所青森県八戸市南類家５丁目６番３号　ヤマイチハウスＢ203
債務者　工藤　道成
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
千葉県富里市十倉288番地99、前住所千葉県富里市御料74番地
債務者　大澤　俊幸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９２号
千葉県富里市中沢359番地65
債務者　堀越　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９３号
千葉県八街市八街ヘ199番地1377
債務者　中島　安美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９６号
千葉県八街市東吉田623番地12
債務者　高田　良一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９９号
千葉県富里市七栄651番地288
債務者　小嶋　利幸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３０２号
千葉県八街市富山1314番地3102
債務者　太田　明夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３０４号
千葉県印西市内野１丁目13番地５棟401号
債務者　唐川　忠雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１８号
千葉県白井市大山口２丁目11番８棟402号
債務者　長野　昭男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部